

令和7年8月

金沢大学 令和7（2025）年度 後期 授業料免除 申請要項（在学者向け） 【大学院・別科、学士課程（修学支援新制度対象外の者のみ）対象】

この申請要項の対象者は、令和7年10月入学者を除く大学院学生（私費外国人留学生を含む）、別科及び修学支援新制度（日本学生支援機構の給付奨学金及び入学料・授業料減免による国の経済的支援制度。多子世帯の学生への入学料・授業料無償化を含む。以下「新制度」という。）**対象外**の学士課程の学生^{※1}です。

※1 本要項の対象となる**学士課程学生は、新制度対象外となる私費外国人留学生、高校等卒業後本学入学までに3年以上経過した者等のみです。この要件に該当しない学士課程学生は、以下本学Webサイトを確認し、新制度（日本学生支援機構給付奨学金の在学採用）により入学料・授業料減免の申請を行ってください。**

金沢大学HOME > 教育・学生支援・学生活動 > 経済的支援・各種奨学金 > 修学支援新制度（学士課程学生対象）

https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/school_support



※ **令和6年能登半島地震及び令和6年4月1日以降に発災した大規模災害に被災された方は、別制度にて入学料・授業料免除を申請できます。「令和7（2025）年度入学料・授業料（後期）免除申請要項【大規模災害による家計急変者向け】を確認の上、当該入学料・授業料免除申請を検討してください。**

※ **新型コロナウイルスによる家計急変対象者は、別途申請要項を公開していますので、以下ご確認ください。**

金沢大学HOME > 教育・学生支援・学生活動 > 経済的支援・各種奨学金 / Financial support・Scholarships > 授業料免除 > 授業料免除（大学院及び別科対象）

https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/tuition_waiver/graduate_students



目次

0. はじめに	3. 本人調書作成要領
1. 免除対象者	4. 授業料免除必要書類一覧
1-1. 授業料免除対象者	5. 結果通知
1-2. 対象者に関する補足（申請資格）	6. 個人情報の取扱い
2. 申請方法	7. 学生及び生計維持者の方へ
2-1. 申請方法・申請期間	8. 問合せ先
2-2. 申請における注意点	
2-3. 授業料免除申請の流れ	

0. はじめに

大学院学生及び別科の在学者については、本人の申請に基づき、本学規程等に定める申請資格、学力基準及び家計基準の全てを満たした者を、授業料免除実施予算額の範囲内で家計困窮度の高い者から順に全額免除、半額免除とします。選考は学期ごとに行うため必ずしも前回の結果と同じとは限りません。前回の免除結果は全額免除であったが、今回は半額免除という場合もあり、また基準に満たないため不許可とする場合もあります。

新制度対象外の学士課程学生についても同様ですが、15名を上限として、家計困窮度の高い者から順に**半額免除**とします。基準を満たしていても不許可となる場合もあります。

1. 免除対象者

1-1. 授業料免除対象者

対象者は、以下の（１）（２）いずれかの条件を満たす者としてします。

- （１）経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- （２）入学前1年以内において、以下の①②いずれかの事由が発生し、授業料の納入が困難な場合
 - ① 生計維持者が死亡、又は本人若しくは生計維持者が風水害等の災害を受けた場合
 - ② ①に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

1-2. 対象者に関する補足（申請資格）

次の①～③いずれかに該当する者は授業料免除を申請できません。

① 留年又は標準修業年限を超過して在学している者

ただし、留年又は標準修業年限の超過が1年以内の者で、かつ超過の理由が本人の側の事情によらない場合、特例として申請を認めることがあります。

＜特例として申請を認める可能性のあるケース＞

- ア 病気による休学、又は休学には至らなかったが病気のために単位修得ができず、留年又は標準修業年限を超過してしまった場合
- イ 海外留学により留年又は標準修業年限を超過した場合
- ウ 大学院学生で、大学側の相応の責任によって論文作成が遅れ、留年又は標準修業年限を超過してしまった場合
- エ 出産、育児のために休学した場合
- オ その他、本人の側の事情によらない理由で留年又は標準修業年限を超過した場合

注意 上記アの病気による特例として申請する場合、後日、医師の診断書の提出を求めます。診断書の提出ができない場合は特例としての申請を認めません。ただし、休学手続き時に本学へ提出済みの場合は提出不要です。

② 休学等する者

免除申請の基準日（前期：4月1日、後期：10月1日）から申請結果が出るまでの間に休学する者、学期途中で復学する者、学期途中で修了（6月修了、12月修了等）する者及び退学する者は、授業料免除を申請できません。申請後に休学等が決まった場合、申請を無効としますので、必ず学生支援係へその旨を報告してください。

③ 申請学期の前学期又は申請学期中に懲戒処分を受けた者

懲戒処分を受けた時期が申請結果通知前の場合は免除申請を無効とし、申請結果通知後の場合は免除許可を取り消します（正規の授業料を追納）。

2. 申請方法

授業料免除申請書類一式を、申請期間内に提出してください。

令和7年度前期申請時に「前期・後期一括」を選択した者と、今回後期のみ申請する者（「前期分のみ」選択者

及び前期未申請者)では、申請方法及び申請期間が異なりますので注意してください。

なお、**申請期間を超過しての提出は、いかなる事情があっても受け付けません。** 期日までに自己都合に因らず用意できない書類（在学証明書等）がある場合や、不明な点がある場合は、**必ず申請期間内に学生支援係へ相談**してください。

2-1. 申請方法・申請期間

① 前期・後期一括申請者（令和7年度前期申請時に「前期後期一括」を選択した者）

対象者に既に通知したとおり、前後期一括申請に係る「申告」を8/9（土）～8/19（火）に受け付けました。申告内容を踏まえ、後期申請の要否をアカンサスポータルから通知（8/25（月）予定）しますので、その通知内容によって、以下のとおり対応してください。

後期申請が 不要な場合	後期の申請が不要と通知があった場合、今回申請は不要です。「5.結果通知」に記載の時期に審査結果をお知らせします。
後期申請が 必要な場合	後期の申請が必要と通知があった場合は、「②授業料免除のみ申請する場合」を参照して、再度申請してください。 ただし、申告内容によって、追加書類の提出等、別途指示することがあるので、その指示に従ってください。

② 後期授業料免除を申請する場合

申請方法	Webフォームで入力後、「本人調書様式1-1、1-2」を片面印刷し、必要書類と併せて期間内に提出してください。 ※Webフォームへの入力方法は本要項「3.本人調書作成要領」を確認してください。
申請書類	1.本人調書様式1-1、1-2（片面印刷） 2.必要書類（本要項「4.授業料免除必要書類一覧」参照）
提出期間	令和7年9月2日（火）～9月12日（金） （郵送の場合、当日消印有効）
提出方法	郵送または学生支援係の受付窓口
提出先	〒920-1192 石川県金沢市角間町 金沢大学学務部学生支援課学生支援係（本部棟2階） ※郵送の場合は、封筒表面に「授業料免除申請書類在中」と朱書きしてください。 ※宝町・鶴間キャンパスの学生は、所属部局の学務係でも持参による申請を受け付けます。ただし、郵送の場合は学生支援係宛てへの送付に限ります。

2-2. 申請における注意点

- （1）本人調書の添付書類として、本人及び家族（独立生計者は本人及び配偶者）の収入状況及び特別控除等が確認できる書類の提出が必要です。詳細は本要項「4. 授業料免除 必要書類一覧」を参照してください。A4サイズより小さい書類はA4の紙に貼り付けて提出してください。

- (2) 各種様式は、以下の本学Webサイトに掲載しています。紙媒体では配付しませんので、各自で印刷して使用してください。書類サイズはA4サイズです。

<授業料免除>

▶金沢大学HOME > 教育・学生支援・学生活動 > 経済的支援・各種奨学金> 授業料免除
https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/tuition_waiver



- (3) 添付書類のうち、申請期間内に自己都合に因らず用意できないもの（在学証明書、給与支給見込証明書等以下の例を確認すること。）は、後日の追加提出を認めます。その際、**提出できない書類がある旨をメモ等に記入し、提出してください。**後日追加提出する書類の提出期限は、10月末とします。自己都合に因らず用意できない書類以外の書類は、必ず申請期間内に提出を完了してください。

<10月から就学する兄弟等の在学に関する書類>

例1：兄弟等が10月1日から進学（大学→大学院等）の場合は、10月末までに**進学後の学校の在学証明書**を提出。進学前の学校の証明書は不要。

例2：兄弟等が10月1日から浪人生（高校→予備校生等）の場合は、10月中に学生支援係へその旨連絡してください。予備校等の在学証明書及び進学前の学校の証明書は不要。

例3：就学者の兄弟等が休学予定の場合は、学生支援係に連絡してください。

<10月から就職する兄弟等の扶養に関する書類>

例4：就学者の兄弟等が9月で卒業・修了し、10月1日から就職するため生計維持者の扶養から外れる場合（同居・別居は問いません）は、10月末までに様式9「兄弟等の別生計に関する申立書」を提出。ただし、就職した場合でも生計維持者の扶養から外れない場合は、その旨学生支援係に連絡してください（申請期間に判明している場合は申請書にその旨メモすることでも可）。

<私費外国人留学生のアルバイトに関する書類>

例5：**令和6年1月2日以降に渡日した私費外国人留学生**で、令和7年10月1日以降にアルバイト（TA、RA含む）をする予定がある場合は、10月末までにアルバイト先に様式3「給与支給（見込）証明書」の記入を依頼し、学生支援係へ提出。

- (4) **申請書類に不備等がある場合、学生支援係からメール、アカンサスポータルのメッセージ又は電話で連絡します。申請書類の不備等が指定した期日までに改善されない場合は申請を無効とすることがあります。**
- (5) **提出された書類の返却・貸出・複製等は一切いたしません。**コピー可とあるものは必ずコピーを提出し、原本を提出する場合は必ず提出前に各自コピーをとっておいてください。
- (6) 申請内容に虚偽があった場合、授業料免除許可後であっても許可を取り消し（正規の納付額を追納）、以降の授業料免除申請は行えません。前後期一括申請者の申告内容も同様です。
- (7) 本学では、授業料を預金口座から自動的に口座振替するため、授業料免除を申請する場合でも、口座振替の手続きをすることが必要です。授業料免除審査時に口座振替手続きが完了していることを確認しますので、**手続未完了者は所属部局の学務係で手続書類を入手し、申請書類提出までに必ず口座振替の手続きを行ってください。**未渡日の私費外国人留学生は、渡日後に口座振替の手続きをしてください。事情があり口座振替ができない場合は、学生支援係まで申し出てください。

2-3. 授業料免除申請の流れ（後期）

①【前後期一括申請者のみ】

Web申告・通知確認

一括申請者で後期申請が必要な者と、一括申請者以外は下に進む。

前期に前後期一括申請をした者は、web申告を踏まえ、学生支援係から後期申請の要否を連絡します。
後期の申請を要する場合は、以下申請に進んでください。

① 申請条件の確認

本要項を確認し、申請条件を満たしているかどうか、必ず確認をしてください。

② 必要書類の準備

本要項「4. 授業料免除必要書類一覧」を確認し、**本人調書記入前に、各自、必要な書類を準備してください。**書類を元に家族構成や収入等を入力します。

③ 授業料免除Web申請

アカンサポータルからWeb申請
(申請期間のみWeb入力可)

授業料免除申請期間に入ると、アカンサポータルの免除専用WebフォームからWeb入力が可能です。
申請期間を過ぎると入力できませんので注意してください。

④ 申請書類(本人調書・必要書類等)提出

提出期間	9/2(火)～9/12(金)
提出先	郵送または学生支援係

本人調書はWeb入力後にダウンロード、印刷することができます。

提出期限、提出先等は本要項「2-1. 申請方法・申請期間」を確認してください。

⑤【大学側】書類点検

不足・不備書類の連絡

本要項「4. 授業料免除必要書類一覧」を必ず確認の上、本人調書(様式1-1、1-2)及び必要書類一式をあわせて提出してください。

⑥ 不足・不備書類の提出

学生支援課で提出書類を点検し、不足や不備の書類がある場合はメール、アカンサポータルのメッセージまたは電話で連絡します。**指示に従い早急に対応し、期日までに書類等を提出してください。期日までに提出のない場合は、授業料免除申請を無効とします。**

⑦ 結果通知

結果は**12月中旬(予定)**に**アカンサポータルのメッセージ**で通知

3. 本人調書作成要領

- ① 本人調書は、専用のWebフォーム（アカンサスポータル）から入力します。
- ② 本申請において「申請者」は「学生本人」、家庭状況等の基準日である「申請日」は前期が「4月1日」、後期が「10月1日」です。
- ③ 学生本人が、申請日現在における世帯の状況を把握し、具体的かつ詳細に入力してください。私費外国人留学生は、日本に住んでいない家族の情報の入力不要です。
- ④ 誤った情報を入力し、確定してしまった場合は、印刷した「本人調書」に朱書きで訂正してください。

（1）作成方法

【Webフォームへのアクセス方法】 操作マニュアルはWebフォームログイン後に掲載しています。

① アカンサスポータル → 教学 → 「学務情報サービス」をクリックします。	
② 「トップページ」>「授業料免除」のリンクをクリックします。	
③ 申請期間内であれば、Web入力フォームへのリンクと申請期間が表示されます。 授業料免除申請入力のリンクをクリックします。	
④ 授業料免除WEB申請のトップページが表示されます。 入力方法は、右上の「マニュアル」を参照してください。	

(2) 家庭の収入状況等の入力

① 本人区分

「一般学生」「独立生計者（有職者(社会人学生)）」「留学生」の3区分のうち、該当区分を選択してください。

申請区分	要件
一般学生	下記「独立生計者」および「留学生」のどちらにも該当しない場合
独立生計者※ (有職者)	以下1～3の条件を全て満たしていること。 1. 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養親族でないこと。 2. 本人（及び配偶者）の父母等と別居していること(世帯分離は、別居とはみなしません) 3. 本人（又は配偶者）に独立して生計を営むに十分な収入（給与収入の場合103万円、給与外所得の場合48万円を超えている）が継続しており、その収入について所得申告がなされ、所得課税証明書により確認できること。
留学生※	私費外国人留学生

※ 独立生計者及び私費外国人留学生の収入は原則前年分の収入額を算入します。ただし、申請年の1月1日以降新たに就職し独立生計者となる者、及び、令和6年1月1日時点で渡日していない私費外国人留学生は、例外として収入見込額で算定します。これまで独立生計者として認定していた者でも、前年の所得が要件に満たない場合は、独立生計者として認めませんので、「一般」の区分とし、父母の所得書類も提出してください。

② 家族の範囲

申請区分	家族（同一世帯員）の範囲
一般学生	本人、生計維持者（原則父母）、生計維持者に税法上扶養されている者（同居別居は問いません） で、以下のものを含みます。 ① 勤務地の関係（単身赴任・出稼ぎ等）で別居している父母 ② 生計維持者の扶養親族で就学又は病気療養のため別居している者 ③ 生計維持者が扶養親族としている別居の祖父母等 例：父、母、兄（学生）、姉（社会人）、祖父母（生計維持者の扶養親族でない）が同居している場合、同一世帯とは、父、母、兄とします。扶養親族から外れている姉と祖父母は含みません。
独立生計者 (有職者)	本人、配偶者、本人又は配偶者の税法上の扶養親族（子等） 配偶者がいる場合、健康保険や税法上の扶養関係の有無にかかわらず申請者と同一生計である者とみなし、収入に関する書類等の提出が必要です。
私費外国人 留学生	本人、日本に住んでいる配偶者、本人の税法上の扶養親族（子や日本在住の親等）

※申請時点では税法上の扶養親族である者が、申請基準日（前期4月1日、後期10月1日）時点には扶養から外れる場合、家族には含めません。ただし、源泉徴収票等の「控除対象扶養親族」欄の記載と申告した扶養親族の人数に相違が生じるため、様式9「兄弟等の別生計に関する申立書」を提出してください。

③ 収入状況

令和7年度所得課税証明書（令和6年分の所得を証明しているもの）及び令和6年分源泉徴収票（給与所得者）（「支払金額」欄の金額）、又は令和6年分確定申告書、令和7年度（令和6年分）市民税県民税申告書等に従い記入してください。確定申告をしている者は必ず確定申告に従い記入してください。

なお、給与所得者で複数の勤務先がある場合は合計金額を算定します。

申請区分	算定する所得
一般学生	● 本人の収入：103万円以上の給与収入又は48万円以上の給与外所得が令和7年度所得課税証明書に記載される場合のみ記入 ● 生計維持者の収入：令和6年分の給与収入及び給与外所得について全て記入（所得課税証明書に反映される一時所得を含む） ※年の途中での退職、転職、就職等の家計変更がある場合や出産および育児休業等で休職し、基準日には無収入を予定している場合も前年1年間の所得課税証明書の金額で算定します。 ※所得課税証明書に記載のない遺族年金、障害年金、児童扶養手当等は算入しません。ただし、生活保護世帯においては、保護決定通知書により収入を算入します。 ※生計維持者以外の収入は算入しません。
独立生計者 (有識者)	● 本人（及び配偶者）の収入：令和6年分の給与収入及び給与外所得について全て記入（所得課税証明書に反映される一時所得を含む） ※年の途中での退職、転職、就職等の家計変更がある場合や出産および育児休業等で休職し、基準日には無収入を予定している場合も前年1年間の所得課税証明書の金額で算定します。ただし、年の途中の転職・退職により継続して独立生計の要件を満たす収入の見込みがない場合は「独立生計者」として申請不可。「一般学生」として生計維持者の所得課税証明書を提出すること。 ※前年の所得課税証明書では要件を満たす収入がないが、申請年の1月1日以降新たに就職し要件を満たす収入の見込みがある場合に限り、例外として独立生計者として申請を認めます。この場合は収入見込額を記入してください。 ※所得課税証明書に記載のない遺族年金、障害年金、児童扶養手当等は算入しません。
私費外国人 留学生	● 本人（及び配偶者）の収入：令和6年分の給与収入及び給与外所得について全て記入 ただし、令和6年1月1日時点で渡日していない者は見込額で入力してください。

④ 「就学者」情報の記入

「④就学者（本人を除く）」欄に本人以外の就学者を記入してください。なお、大学、高校の進学が未定の場合は、現時点の在学学校にチェックして、学校名には、「〇〇高校（大学進学予定）」等と記入してください。

⑤ データの確定、本人調書の印刷

申請データを確定すると「申請状況」が「確定」し、「提出書類一覧」が表示されますが、提出が必要な書類は、本要項「4. 授業料免除必要書類一覧」でも必ず確認してください。「本人調書」は両面印刷不可です。1枚ずつ印刷して提出ください。

4. 授業料免除必要書類一覧

申請区分の「●」は全員提出, 「○」は該当者のみ提出

収入に関する証明書類の見本はURL及び二次元コードから参照可

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/01/certificate-samples.pdf>



No.	申請区分			必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者	私費 留学 生				
1	●	●	●	本人調書 (様式1-1, 1-2)	全員	本要領を熟読の上、専用WEBフォーム（アカンサスポータル）より入力。片面印刷し、提出すること。 ※参照箇所：本要項「3.本人調書作成要領」	
2	●	●	○	令和7年度 所得課税証明書【原本】 ※令和6年分の 所得を証明しているもの	一般	所得の有無に関係なく、 本人及び生計維持者 のものを提出すること。 ※生計維持者は原則父母。父母ともいない場合は父母に代わる生計維持者になります。 ※無職，専業主婦，高齢者等でも提出が必要です。	市区役所・町役場等（令和7年1月1日現在に住 民票がある市区 町村）で発行可 能
					独立 生計者， 私費 外国人 留学生	本人（及び配偶者） のものを提出すること。 ※私費外国人留学生で令和6年1月1日以前に渡日していない者は提出不要(発行不可の為)	
					【所得課税証明書に関する諸注意】 ※例年、本人の所得課税証明書の提出漏れが散見されます。収入がなくても本人の所得課税証明書(非課税証明書)の提出は必須です。所得がないことを確認するためです。 ※給与・給与外所得の収入別金額，扶養家族の人数や控除の内訳，住民税の課税・非課税の有無が記載されて いるものを提出すること。記載がない場合は再提出を求めます。 ※金額部分が「*****」等と表示されている場合は、金額が確認できないので不可。 ※所得がゼロ又は少額のため発行されない場合、非課税証明書(課税がないことの証明)を提出すること。 ※所得が記載されている書類であっても、市町村発行の所得課税証明書以外のものは不可。 ※コピー不可。原本を提出すること。本学に在学する兄弟姉妹等が同時に授業料免除申請を行う場合は、1名は原 本を提出してください。2人目以降はコピーで結構です。 ※令和6年度所得課税証明書（令和5年分の所得や課税を証明しているもの）は提出不要 ※マイナンバーは記載不要		

No.	申請区分			必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者	私費 留 学 生				
3	○	●		所得に関する証明書類 ○源泉徴収票(コピー) ○確定申告書(控)(コピー) ○給与支給(見込)証明書 (本学様式3)等 ※No.2の所得課税証明書とは異なる所得に関する証明書類です ★注意★ 申請区分(一般,独立生計)により提出書類が異なります	給与所得者	①令和6年分 源泉徴収票のコピー 【①に加え、次の②、③のいずれかの申告がある場合は併せて提出】 ②令和6年分確定申告書(控) 第一表,二表,(分離課税分がある場合は)三表及び付表等のコピー ③令和7年度 市(区町村) 民税・(都道府) 県民税申告書(控)のコピー 【令和7年1月1日以降独立生計者に該当する者】 ④給与支給(見込)証明書(本学様式3)	①勤務先 ④本学様式3 Webサイトよりダウンロード。勤務先に証明を依頼。
					年金受給者	①令和6年分 公的年金等の源泉徴収票のコピー ※公的年金以外の個人保険年金の場合は支払証明書・通知書等のコピーでも可 【①に加え、次の②、③のいずれかの申告がある場合は併せて提出】 ②令和6年分確定申告書(控) 第一表,二表,(分離課税分がある場合は)三表及び付表等のコピー ③令和7年度 市(区町村) 民税・(都道府) 県民税申告書(控)のコピー	年金支払者(年金機構等)
				【一般】生計維持者の所得に関する証明書類を提出 ※本人の証明書類：収入が年間103万未満のアルバイト収入のみの場合は、収入にかかる源泉徴収票は提出不要。年間103万以上の場合は提出が必要。 【独立生計者】金額にかかわらず本人(および配偶者)の所得に関する証明書類を提出	給与以外の所得がある者	【事業所得(農業,商業,工業,水産業)・配当・不動産・雑所得のある者】 次の①または②のどちらかを提出 ①令和6年分確定申告書(控) 第一表,二表,(分離課税分がある場合は)三表及び付表等のコピー ②令和7年度 市(区町村) 民税・(都道府) 県民税申告書(控)のコピー 【令和6年1月2日～令和7年10月1日に開業した者】 次の①と②の両方を提出 ①令和6年分確定申告書(控) 第一表,二表,(分離課税分がある場合は)三表及び付表等のコピー、 又は、令和7年度 市(区町村) 民税・(都道府) 県民税申告書(控)のコピー ②開業から現在までの月別収支証明書(様式任意)	
						【確定申告書および市民税県民税申告書に関する諸注意】 ※いずれも本紙のみでは申告完了が分からない(電子申告の日付が印字されていない、受付印が無い等)場合は、所管官庁に申告が完了していることがわかるものを併せて提出。提出できない場合は、「納税証明書(その2 所得金額用)」を併せて提出 ※確定申告書記載内容に「別紙のとおり」と記載された箇所等がある場合は、当該別紙を併せて提出	納税証明書は 税務署で発行可

No.	申請区分			必要書類該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者	私費 留學 生				
4				所得に関する証明書類 ○源泉徴収票（コピー） ○確定申告書(控)(コピー) ○給与支給(見込)証明書（本学様式3）等 ※No.2の所得課税証明書とは異なる所得に関する証明書類です 金額にかかわらず本人及び配偶者の所得に関する証明書類を提出	給与所得者	【令和6年1月1日以前に渡日した者で、令和6年1月1日～12月31日にアルバイト(TA,RA含む)をした者】 ①令和6年分 源泉徴収票のコピー ※金沢大学でTA, RAなどのアルバイトを行った者はアカンサスポータルから源泉徴収票を取得できます。取得方法は以下URLまたは右記二次元コードから参照可 https://www.kanazawa-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/gensen_acanthus.pdf ※勤務先で源泉徴収票が発行できない場合は、給与明細のコピー（令和6年1月～12月分）、または給与の振込が分かる通帳のコピー（令和6年1月～12月分）を提出すること。 【令和6年1月2日以降に渡日した又は渡日予定の者で、令和7年10月1日以降アルバイト(TA,RA含む)をする予定のある者】 ②給与支給（見込）証明書（本学様式3） ※勤務先に証明を依頼する必要があります。 ※渡日後アルバイトを始めた場合でも、現在はしていない場合、又は令和7年10月1日以降継続しない場合は、書類の提出は不要です。	①勤務先  ②本学様式3 Webサイトよりダウンロード。勤務先に証明を依頼
					給与所得以外の所得がある者	【事業所得(農業,商業,工業,水産業)・配当・不動産・雑所得のある者】 次の①または②のどちらかを提出 ①令和6年分確定申告書(控) 第一表,二表,(分離課税分がある場合は)三表及び付表等のコピー ②令和7年度 市(区町村) 民税・(都道府) 県民税申告書(控) のコピー ※いずれも本紙のみでは申告完了が分からない(電子申告の日付が印字されていない、受付印が無い等)場合は、所管官庁に申告が完了していることがわかるものを併せて提出。提出できない場合は、「納税証明書(その2 所得金額用)」を併せて提出 ※確定申告書記載内容に「別紙のとおり」と記載された箇所等がある場合は、当該別紙を併せて提出	納税証明書は税務署で発行可
5	●	●	●	給付奨学金受給状況申告書（本学様式8）	一般	本人の給付奨学金の受給の有無について記入すること。	本学様式8 Webサイトよりダウンロード
					独立 生計者, 私費外国 人留学生	本人（及び配偶者）の給付奨学金の受給の有無について記入すること	
						※受給している場合は、受給期間、受給額が分かる決定通知書等を併せて提出。 ※貸与奨学金の貸与状況は記入不要。	

No.	申請区分			必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者	私費 留学生				
6	○	○	○	兄弟等の在学証明書 (在学所定の様式)	高校生以上の就学者(申請者以外)がいる場合	兄弟等が在学する学校所定の様式を提出。 ※本学在籍の兄弟等の証明書は、提出不要。 ※進学予定や浪人生の場合、進学前の学校や予備校の証明書は提出不要。 ※本要項「2-2.申請における注意点(3)の例」も確認してください。 ※提出がない場合、就学者控除はしない。	在学校
7	○	○	○	兄弟等の別生計に関する 申立書(本学様式9)	兄弟等が別生計である(予定)世帯	源泉徴収票又は確定申告書の「控除対象扶養親族」欄で扶養となっている者が、申請基準日時点では生計維持者の扶養から外れる場合に提出 ※本要項「2-2.申請における注意点(3)の例」も確認してください。 ※私費外国人留学生の場合、生計維持者及び兄弟が日本に住んでいる者に限る。	本学様式9 Webサイトよりダウンロード
8	○	○		母子・父子世帯と確認できる書類	母子(父子)世帯	「寡婦(夫)、ひとり親」の記載のある次の①～③のいずれかの書類を提出 ①源泉徴収票(コピー) ②確定申告書控(コピー) ③所得課税証明書 ※給与所得者等の収入がある場合、No. 3の源泉徴収票や確定申告書に「寡婦(夫)、ひとり親」の記載があれば、代用可。上記書類で確認できない場合は、戸籍謄本を提出。 ※提出がない場合、特別控除はしない。	戸籍謄本は市区役所・町役場等で発行可
9	○	○		障がい者であることを確認できる書類	障がい者がいる世帯	身体障害者手帳又は療育手帳のコピー(氏名、障がいの程度、更新日が分かるページ) ※介護認定は障害者控除の対象外。 ※提出がない場合、特別控除はしない。	
10	○	○		生活保護決定(変更)通知書(コピー)	生活保護世帯	生活保護決定(変更)通知書(コピー) 過去1年分(扶助料額のわかるもの) ※給与収入がある場合は、No.3の書類(源泉徴収票等)も必要。	市区役所・町役場等
11			●	私費外国人留学生家計収支状況(本学様式10-1 又は10-2)	私費外国人留学生	別紙記入の注意点(各様式3、4頁目)をよく確認すること。 ※様式10-1は令和6年1月1日以前から渡日していた私費外国人留学生用 様式10-2は令和6年1月2日～令和7年10月までに渡日した(する)私費外国人留学生用 ※指導教員のサインが必要であるため、早めに教員に依頼すること。書類提出時に未渡日であっても、メール等で依頼すること。サインが確認できれば原本の提出は不要です。	本学様式10-1,10-2 Webサイトよりダウンロード
12			●	在留カード(コピー)	私費外国人留学生	申請者本人及び家族全員の在留カードの表裏(両面)のコピー	

No.	申請区分			必要書類 該当者等	該当者等	留意事項	発行機関等
	一般	独立 生計 者	私費 留学 生				
13			●	アパート・下宿・寮等の賃貸借契約書等（コピー）	私費外国人 留学生	アパート等の賃貸借契約書等の家賃・共益費の記載のあるページのコピー ※学生寄宿舍入居者のみ賃貸契約書の代わりに家賃の月額分かるものを提出すること。 ※アパートでルームシェアをしている場合は、同居していることが分かるもの（賃貸契約書の同居者欄のあるページなど）を提出すること。	入居管理会社 （不動産会社）等
14		●		マイナ保険証の資格情報「画面」を印刷したもの	独立 生計者	申請者本人のマイナ保険証資格情報画面 ※マイナポータルにログインし、健康保険証を選択、 資格情報の画面 を印刷の上、提出してください。印刷方法は、下記URLまたは右記二次元コードを参照ください。 ※マイナンバーカードを持っていない場合や、まだマイナ保険証利用の登録をしていない場合は、自身が加入している医療保険者（勤務先、各自治体等）から交付される「資格確認書」のコピーを提出 ※マイナンバーカードのコピー、マイナンバーの提出は不要。 https://www.kanazawa-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/mynahoken_printout.pdf	
15		●		住民票（原本）	独立 生計者	申請者本人世帯の世帯全員分の住民票 ※市役所等で発行を依頼する際は、必ず「世帯全員分」の住民票と依頼すること。 ※世帯全員分でない住民票の場合は、再提出を求めます。	市区役所・町役場等
16	○			戸籍謄本、死亡診断書（コピー）等、死亡の事実を確認できる書類	生計維持者が死亡した場合	【申請前6か月以内（令和7年4月1日～令和7年9月30日）に生計維持者が死亡した場合】 ※家族が死亡者の税法上の扶養に入っていた場合は、死亡者の最新の所得証明書・源泉徴収票のコピー・確定申告書(控)第一表、二表等のコピー等、扶養していたことがわかる書類もあわせて提出すること	市区役所・町役場等
17	○	○	○	風水害等の災害にあった事実を確認できる書類	風水害等の災害にあった場合、盗難に遭った場合	【本人又は生計維持者が風水害等の災害にあった場合、盗難に遭った場合（申請前6か月以内：令和7年4月1日～令和7年9月30日）】 次の①～③すべて（コピー）を提出 ①り災（被災）証明書・被災額証明書 ②保険金支払証明書 ③損害額申告書（本学様式） ※火災、風水害、地震等の災害による被害を受けたために、支出の増加や収入の減少により、著しく経済的困窮におかれていると認められる場合にのみ適用。 ※被害額欄は、実質的に被害金額が記載された証明書の額から、被害・損害額、保険金・損害賠償金等補償された金額を差し引いて記入すること(単に、被害額や復旧費をそのまま控除するものではない)。	① 市区役所・町役場等 ② 保険会社等 ③ 本学様式 Webサイトダウンロード

5. 結果通知

令和7年12月中旬（予定）に、**アカンサスポータル**の**メッセージ機能**から通知します。

※授業料免除申請の結果通知までは、授業料の徴収を猶予します。

※申請結果が半額免除又は不許可の場合の納付額及び納付方法は結果通知と併せてお知らせします。

※**授業料の最終納付期限は、前期は9月30日、後期は翌年3月31日まで（いずれもこの日が休・祝日の場合は直前の平日まで）**です。納付できない場合は除籍とします。

※結果通知から納付期限までの期間が短くなっています。免除ではない場合に備え、あらかじめ納付の準備をしてください。

6. 個人情報の取扱い

- ① 申請にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、入学料・授業料免除等の審査業務を行うために利用します。また、入学料・授業料免除等の選考結果は入学料及び授業料収納に関する業務に使用します。
- ② ①により得られた個人情報及び入学料・授業料免除等の選考結果は、本学が行う学生の経済的支援に関する業務に利用することがあります。また、大学教育の改善、学生支援の改善、大学の管理運営（各種統計調査・分析、事業企画等）を目的として、個人を特定できない形で利用することがあります。
- ③ 上記①及び②の業務を行うにあたり、一部の業務を外部の事業者へ委託する場合があります。この場合、本学と外部の事業者とで個人情報が適切に取り扱われるよう契約を締結し、当該事業者に対して個人情報の全部または一部を提供します。

7. 学生及び生計維持者の方へ

授業料免除は、学生の自立性を促すため**学生本人による申請**を原則としています。審査にあたり不明な点等がある場合、学生本人に尋ねますので、**申請者である学生本人が家庭状況を十分に理解した上で申請してください。**

また、公平・公正を期するため、申請に係る各締切日等は厳格に取り扱います。従って「知らなかった」、「通知に気づかなかった」、「忙しかった」等、**大学側の責によらない理由では、申請期間経過後の受付は一切いたしません。**ご理解、ご協力ください。

8. 問合せ先

金沢大学学務部学生支援課学生支援係（角間キャンパス本部棟2階）

E-Mail: stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp

（メール本文には学籍番号と氏名を必ず記載すること。）